

2 資金不足比率について

財政健全化法で、地方公共団体は、公営企業会計の次の資金不足比率を監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することになりました。

本町では、下水道事業会計が該当し、その令和 6 年度決算に基づく資金不足比率は、以下のとおりです。

経営健全化基準を下回っているため、健全であるといえます。

(単位:%)

区 分	資金不足比率	備考(事業の規模)
下水道事業会計	— (-17. 99)	299, 078

※ 資金不足比率は資金不足額がないため、—で表示します。

経営健全化基準	20. 00	
---------	--------	--

※ 資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合、経営の健全化を図るため、次のことを行う必要があります。

- ・経営健全化計画を策定し、議会の議決を経て速やかに公表
- ・策定した経営健全化計画を総務大臣、県知事に報告
- ・毎年度、経営健全化計画の実施状況を議会に報告し、公表
- ・外部監査契約による監査

資金不足比率

(趣旨) 公営企業の資金の不足額の事業の規模に対する比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} = \frac{0}{299,078} \text{ 千円} = \boxed{\text{— \%}}$$

○ 資金の不足額 = A + B - C (-D)

$$\left(\begin{array}{l} \text{A : } \boxed{\text{流動負債の額}} - \boxed{\text{控除企業債等}} - \boxed{\text{控除未払金等}} - \boxed{\text{控除額}} - \boxed{\text{PFI 建設事業費等}} \\ \text{B : } \boxed{\text{算入地方債の現在高}} \\ \text{C : } \boxed{\text{流動資産の額}} - \boxed{\text{控除財源}} - \boxed{\text{控除額}} \\ \text{D : } \boxed{\text{解消可能資金不足額}} \end{array} \right)$$

○ 事業の規模(法適用企業) = ①営業収益の額 - ②受託工事収益の額

事業の規模	千円 =	①	-	②
299,078		299,078		0